

Injury Alert (傷害速報) 類似事例

プラスチックチェーンのパーツの誤飲による食道異物、頸部膿瘍 (No.23 イヤホンのパーツの誤飲による食道異物の類似事例 7)

事例	基本情報	年齢：0歳 10か月 性別：女児 体重：8kg 身長：73.2cm
	家族構成	父・母・兄（5歳）・姉（2歳）・本人の5人家族
	発達・既往歴	9-10か月健診済み 特記すべき既往歴や指摘事項なし
臨床診断名		食道異物、左頸部皮下膿瘍
医療費		入院 2,269,590円
原因対象	対象名称	プラスチックチェーンのパーツ（星型 長径約2cm）（図1） パーツの一部に切れ込みがあり、連ね合わせるとチェーン状にすることができる。児の手に渡った時の詳しい状態は不明。
	入手経路 使用状況	詳しい入手経路は不明。母の記憶では「どこかでもらったもの」で、普段の収納状況も不明。姉が好んで遊んでいた。
発生状況	発生場所	自宅の居間
	周囲の人 周囲の環境	【誤飲が発生したと推測される入院約1か月前のエピソード】 姉がプラスチックチェーンで遊んでいた。本児は姉の近くで別にひとり遊びをしていたが、プラスチックチェーンに興味を示し、手に取る様子もあった。2人の様子を、父と祖母が見守っていた。
	発生年月日	2020年8月X日 に入院（正確な発生日時は不明）

	<p>発生時の 詳しい様子 受診までの経緯</p>	<p>入院約1か月前の上記エピソードの際、本児が何かを口に含んでいるような様子に気づいた父がとっさに口腔内を確認したが、異常はなかった。即刻、#8000（子ども医療電話相談事業）に問い合わせたが、児が元気であれば問題ないと言われた。しかしその後数日間、児の食欲がなく嚥下を嫌がる様子があったため、近医小児科Aを受診した。異物誤飲を疑われたが、胸部X線で明らかな異常は指摘されなかった。帰宅後の本児は普段通りの調子に戻った様子であった。</p> <p>X-2日より左頸部腫瘍と発熱を認めた。X-1日に近医皮膚科Bを受診し抗菌薬を処方されたが、改善しないため、X日に再度近医小児科Aを受診した。頸部腫脹の状況から外科的処置の必要性も考慮され、同日医療機関C（大学病院小児科）へ紹介された。</p>
	<p>医療機関受診時 以降の治療経過 転帰</p>	<p>医療機関C受診時、児は38.0℃の発熱を認めたものの、意識清明で、流涎や努力呼吸、呼吸窮迫所見はなかった。左側頸部に発赤・熱感・波動を伴う長径5cmの腫瘍を認め（図2）、頸部皮下膿瘍と診断した。同日より入院管理とし、穿刺排膿を実施し抗菌薬静注を開始した。児の食欲や嚥下の様子に問題はみられなかったため、入院後は離乳食を摂取していた。X+2日、穿刺排膿した膿汁からMRSAが検出された。X+5日、離開した創部に肉芽形成を認めた（図3）。X+9日、難治性の皮下膿瘍に対して頸部超音波検査を行ったところ、縮小した膿瘍下に点線状に連なる高エコー像を認めた（図4）。</p> <p>改めて詳細に病歴を聴取し直したところ、約1か月前のエピソード（上述）が発覚した。X線透過性異物の誤飲を疑って頸部造影CT検査を行い、頸部食道に星型の異物を認めた（図5）。</p> <p>X+13日、全身麻酔下に食道直達鏡検査を施行し、頸部食道に異物を確認した。異物の一部は食道壁に嵌入し、周囲に肉芽が形成されていた。先端がフック状のデバイスで異物を摘出した。術後は抜管せず、集中治療室でX+16日まで呼吸管理を行った。X+20日に食道造影で食道壁に瘻孔がないことを確認して経口摂取を再開し、X+28日に退院となった。退院後は小児外科外来で経過観察を続けている。</p>



図1 誤飲したプラスチックチェーンのパーツ（摘出された実物）



図2 入院時 左頸部の腫瘍



図3 第6病日 排膿処置後の創部に肉芽形成を認めた

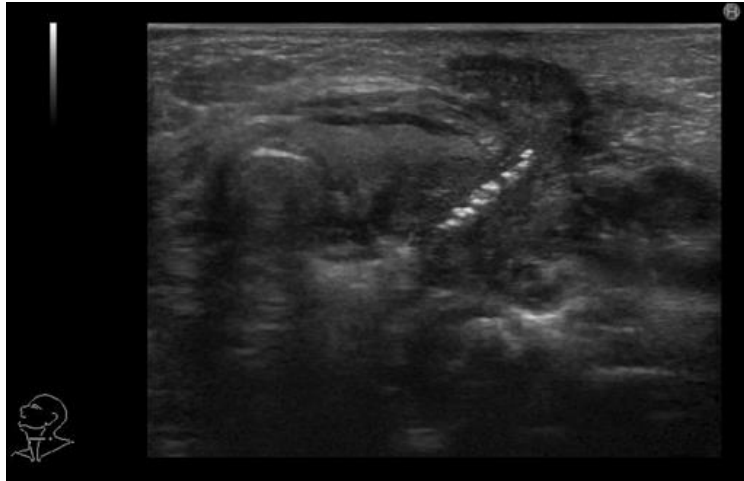


図4 頸部超音波検査

残存膿瘍下に点線状に連なる高エコー域を認めた

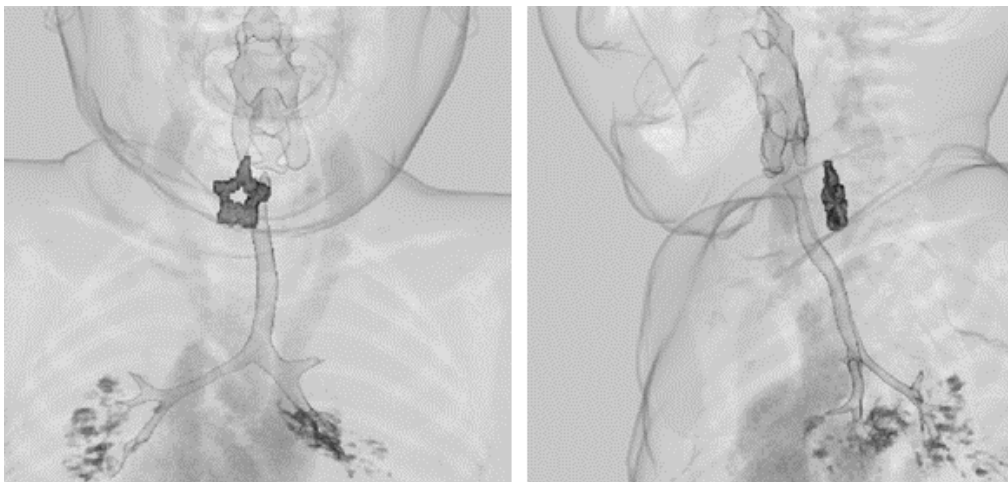


図5 第10病日 頸部造影CT検査3D構築像

頸部食道に星型の異物を認めた